

## 若者雇用対策の拡充と安定した雇用を求める意見書

若者を取り巻く雇用環境は、非正規労働者の増加の中で、中小事業者における離職率の高さや、若年層を恒常的・大量に雇用し、低水準・過酷な労働条件で労働を強いる「使い捨て」問題や、180万人といわれるフリーターや60万人のニートの問題など、雇用現場における厳しい状況が続いている。

また、我が国は、働く者のうち約9割が雇用労働者であり、雇用労働者が安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要である。

政府においては、わかものハローワークや新卒応援ハローワークなどにおける支援や、「若者応援企業宣言」事業、労働条件相談ポータルサイトの設置、地域若者サポートステーションにおけるニート対策などに取り組まれているが、それぞれの事業の取り組みが異なっており、関係機関において必ずしも有機的な連携が取られている状況ではない。

安倍政権における経済対策により、経済の好循環が始まる中、新規学卒者の内定状況も好転し、賃金上昇に取り組む企業が出てきているが、唐津市においては、有効求人倍率が佐賀県の有効求人倍率を上回るなど景気の回復の兆しが見られるものの、正規雇用の拡大や賃金の引き上げについては、まだ厳しい状況である。

改めて、若者雇用対策を総合的かつ体系的に推進するための仕組みを構築するとともに安定した雇用の実現のため、政府においては、次の事項について対策を講じるよう要望する。

- 1 若者雇用に係る総合的、体系的な対策を進めるため、若者雇用対策新法を制定し、若者本人を支える家庭、学校、地域、企業、国・地方の行政の責務を明確にし、緊密に連携して支援を行える枠組みを整備すること。
- 2 「若者応援企業宣言」事業について、中小企業等の認定制度として拡充し、認定企業の支援措置を新設すること。また企業が若者を募集する際の情報開示を促す仕組みをつくること。

- 3 大学生等の採用活動後ろ倒しに伴い、新卒応援ハローワークにおける支援措置を強化すること。
- 4 若者が主体的に職業選択・キャリア形成ができるよう、学生段階からのキャリア教育の充実強化を図ること。
- 5 ニート等の若者の孤立化を防ぎ、自立に向けた充実した支援を行うことができるよう地域若者サポートステーションの機能の強化を図ること。
- 6 派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うこと。
- 7 雇用・労働政策に係る議論は、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日

佐賀県唐津市議会

内閣総理大臣	安倍晋三様
文部科学大臣	下村博文様
厚生労働大臣	田村憲久様